

両荘みらい学園における通学区域特認校制度の導入について

(1) 概要

市内唯一の義務教育学校である「両荘みらい学園」は、他校にはないカリキュラム（英語科・ふるさとみらい科）や学校施設（公民館との複合化：図書館・調理室等）を特色とする学びの場である。

本市の児童生徒が多様な学びの選択肢の一つとして、その特色ある学びの場を選択できるよう、令和9年度より「通学区域特認校制度（※）」を導入し、市内全域から児童生徒を募集する。

なお、両荘地区内に在住する児童生徒は、引き続き同学園を指定校とする。

（※）通学区域特認校制度…加古川市立小学校、中学校及び義務教育学校校区規則に定められた通学区域（校区）は変更せず、従来の通学区域（校区）に関係なく市内どこからでも通学区域特認校に就学を認める制度

(2) 導入スケジュール

| | | |
|------|-------|---------------------|
| 令和8年 | 7月 | 広報かこがわ7月号掲載（市公式HP等） |
| | 8月下旬頃 | 転入学希望保護者説明会 |
| | 9月 | 転入学希望申請受付開始 |
| | 11月中旬 | 転入学希望申請受付終了 |
| 令和9年 | 1月 | 転入学の承認通知 |
| | 4月 | 転入学 |

(3) 就学対象

- ・全学年対象
- ・以下の要件をすべて満たす場合に、通学区域特認校への就学を承認
 - ① 保護者及び児童生徒が市内居住
 - ② 通学区域特認校での学習や活動が可能な心身の状況
 - ③ 通学区域特認校の教育活動への理解及び協力
 - ④ 保護者の責任のもと、児童生徒を通学させる
 - ⑤ 卒業（9年生）まで通学する意思がある